

2面のつづき

特別支援教育の推進

発達障害を含めた特別な支援を必要とする児童・生徒の社会的自立や社会参加を促すためには、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、身に付けた能力を高めるとともに、生活や学習上の困難を改善し、克服するための適切な指導や支援を進めることが重要であります。

平成30年4月からは、「あきる野市特別支援教育推進計画(第2次計画)」がスタートいたします。就学前、就学時のつなぎ、義務教育後の支援など、他部署の計画と整合性を図り、学齢期の特別支援教育のみでは補いきれない、生涯にわたった支援体系も含めた取組を進めてまいります。

特別支援教室については、小学校全校への設置が完了いたしましたので、平成30年度は、中学校全校への設置を目指し、準備を進めてまいります。

学校施設等の整備と安全安心対策の強化

学校施設等の整備については、日常の点検や保守及び計画的な施設改修に加え、制度改正や児童・生徒数に応じた教室数の確保そして震災対応など、その内容は多岐にわたります。

平成30年度の主な事業として、一の谷小学校校舎非構造部材耐震化事業、御堂中学校校舎非構造部材設計委託事業及び2教室の増築、小学校4校、中学校2校の体育館のトイレ洋式化を進めてまいります。

児童・生徒が安全に安心して通学するためには、学校で行われる安全指導に加え、学校、家庭、地域及び関係機関が連携し安全対策に取り組むことが必要

であります。このことから、警察官OBのスクールガードリーダーの巡回、交通安全推進員の配置、学校安全ボランティアの活動、さらに、地域の方々にもご協力をいただきながら、地域ぐるみの学校の安全対策に努めてまいります。

生涯学習活動とスポーツの推進



あきる野市の高齢化率は、平成30年1月1日現在29.04%であります。高齢社会は「学び直しの時代」ともいわれており、健康寿命を延ばすためにも、寿

また、あきる野市生涯学習推進計画「あきる野学びプランⅢ」に基づき、子どもから高齢者までが学べる環境づくり、地域資源や学んだことを生かした学習、つなぎ・支えあう地域力を育む学習の推進などに取り組んでまいります。

市民の学びと交流の拠点となっている図書館においては、平成29年度に策定した「第三次あきる野市子ども読書活動推進計画」に基づき、子ども読書活動を推進するとともに、「図書館基本計画」を策定し、図書館活動が一層充実したものと

市民の様々な活動を推進するためには、施設環境の整備が必要であります。整備を進めてま

青少年の健全育成の推進

次世代を担う青少年の健全育成は、社会全体の責務であり、学校、家庭、地域に加え、社会を構成する組織や個人がそれぞれの役割と責任を理解し、相互に協力し、連携を図りながら、取り組まなければなりません。

青少年健全育成の中核組織としての役割を担う青少年健全育成地区委員会をはじめ、各種団体や関係機関の活動を支援するとともに、子どもたちが郷土の自然や伝統文化に触れる機会、地域社会に関わる機会、異年齢集団で活動する機会などを提供し、地域の一員としての自覚と郷土を愛する心を育成してまいります。

情報化やグローバル化といった社会的変化が加速度的に進展し、人工知能が様々な場面で物事を処理するなど、社会や生活を大きく変えていっており、人間の予測を超えて「流行」が進んでいきます。

一方で、どんなに世の中が変わろうと、科学や技術の進歩・革新があろうとも変わらない「不易」があります。未来を切り拓いていくための生きる力、これを育むのが「不易」たる教育であります。

平成30年度、「不易流行」を胸に置き留めて、教育行政を進めてまいります。議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。平成30年度の教育方針といたします。

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金は、老後やもしものときに大きな支えとなります。ときに大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと、老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、病気やけがが原因で障がいが残ったときに受け取れる「障害基礎年金」や死亡したときに遺族が受け取れる「遺族基礎年金」が受け取れないことがあります。もしものときのために、保険料は納付期

限内に納めましょう。 ※保険料は翌月の末日が納付期限となります。納付期限から2年を過ぎると時効により納められなくなります。 ▽納付窓口 金融機関(郵便局含む)、コンビニエンスストア ▽問合せ 青梅年金事務所(☎0428・30・3410)、保険年金課年金係

平成30年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧

固定資産税は、1月1日現在、市内に土地、家屋、事業用償却資産を所有している方に課税されます。 課税の内容については、他の固定資産と比較できる土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と課税の内容を確認できる固定資産課税台帳の閲覧ができます。

▽日時 4月2日(月)5月31日(木) 午前8時30分午後5時15分(土曜・日曜日、祝日を除く)

▽場所 課税課 縦覧できる方 市内に所在する土地・家屋の固定資産税の納税者と家族など代理権がある方

▽必要書類 運転免許証など本人確認ができるもの(代理人は委任状) ▽閲覧できる方 納税義務者、代理人、借地人、借家人、固定資産の処分をする権利がある一定の方

▽必要書類 運転免許証など本人確認ができるもの(代理人は委任状) ▽問合せ 課税課土地資産係

会社などを退職したときは、国民年金の手続きをお忘れなく

日本に住む20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入しなければなりません(厚生年金保険や共済組合に加入している方を除く)。会社などを退職したときは、国民年金への加入手続きが必要で、また退職した方に扶養されていた配偶者も手続きが必要です。なお、退職(失業)などにより保険料の納付が困難な方は、退職特例の保険料免除手続きをしてください。

国民年金課年金係(☎0428・30・3410) 出は郵送でも提出できます。あきる野市国民健康保険証(原本)、職場の健康保険証(写)、異動届を同封し郵送してください。異動届は市ホームページからダウンロードするか、保険年金課へ請求してください。 ※詳しくは、お問い合わせください。 ▽問合せ 保険年金課国保係

国民健康保険からのお知らせ

4月は就職や離職など異動の多い時期です。健康保険の手続きが必要になる場合がありますので、手続きの確認をお願いします。 国民健康保険の加入・脱退には、届出が必要です。変更の日から14日以内に届出ください。職場の健康保険に加入したとき、被扶養者になったとき

Table with 2 columns: 国民健康保険の届出が必要な主な手続き and 持ち物(※). Rows include: 職場の健康保険に加入したとき、被扶養者になったとき; 職場の健康保険をやめたとき、被扶養者から外れたとき; 他の市町村に転出するとき、市内転居するとき.

※マイナンバーは、世帯主と対象者のものが必要です。